

補助金関係規程等の改正について

鉄道・運輸機構が改正した取扱要領

規程の名称	改正年月日	概要
○整備新幹線整備事業費補助繰入基準 ○整備新幹線整備事業資金繰入基準 ○整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金繰入基準 ○新線調査費等補助金繰入基準 ○鉄道防災事業費補助金繰入基準 ○都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準	H29. 3. 30 改正	平成29年4月1日付けで機構の組織規程が改正され、鉄道建設本部の廃止と事業監理部の設置に伴う改正である。

規程の名称	改正年月日	概要
○幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領	H29. 3. 19 改正	形成計画事業（コミュニティレール化）については、これまでは補助対象事業者を、公的主体としての「第三セクター」、「法定協議会」としてきたが、今年度に採択する事業者からの要望を踏まえ、「第三種鉄道事業者である地方公共団体」を補助対象事業者に追加する改正である。

規程の名称	改正年月日	概要
○都市鉄道利便増進事業費補助繰入基準	H29. 3. 31 改正	分割交付を可能とする改正である。

規程の名称	改正年月日	概要
○鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領	H29. 3. 29 改正	これまであった「総合改善事業」、「形成計画事業」及び「大規模バリアフリー化事業」の3つのメニューを、今年度より「次世代ステーション創造事業」に統合する改正である。 (ただし継続事業については、従前のとおり。)